

○大蔵委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考
				付託委員会	議決	付託委員会	議決	
1	所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	元、1011	元、1030 (予)	元、1170	元、1033	元、1033	
2	前払式証券の規制等に関する法律案	〃	1110	1111	1114	1115	1117	
				可決	可決	可決	可決	

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、平成元年分以後の所得税について、主としてパート所得者の税負担軽減の見地から、所得税法及び租税特別措置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、給与所得控除の最低控除額を六十五万円（現行五十七万円）に引き上げる。
  - 二、家内労働者等の事業所得等に係る必要経費の最低保障額を六十五万円（現行五十七万円）に引き上げる。
- 以上により、パート所得者及び内職所得者の所得税の非課税限度が、収入ベースで百万円（現行九十二万円）に引き上げられることとなる。
- なお、本法律施行に伴う平成元年度における租税の減収見込額は、約五百億円である。

## 委員長報告

ただいま議題となりました所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、パート所得者の税負担軽減の見地から、平成元年分以後の所得税に係る給与所得控除額の最低保障額を引き上げることにより、非課税限度を現行の九十二万円から百万円に引き上げるとともに、家内労働者等の事業所得等に係る必要経費の最低保障額についても同様の引き上げ措置を講じようとするものであります。

なお、本法施行による国税の減収見込み額は約五百億円で、住民税への影響をも含めますと約七百五十億円と相なります。

委員会におきましては、パート所得者等の非課税限度額を百万円とした理由、パート労働者の気配り勤務の解消についての対応策、キャピタルゲイン課税のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 前払式証券の規制等に関する法律案（閣法第二号）

### 要旨

本法律案は、最近における前払式証券の発行の状況にかんがみ、現行商品券取締法の全部を改正することとし、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券に係る信用の維持に資するため、前払式証券の発行者に対して登録その他の所要の規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、前払式証券の発行者について、登録制及び届出制を設けるとともに、帳簿書類の作成、保存等の義務を定める等の規定を設ける。
- 二、前払式証券の発行者に対して、その発行する前払式証券に一定の事項を表示することを義務づける。
- 三、前払式証券の発行者が倒産した場合等における購入者等の利益の保護を適切に図るため、前払式証券に係る前受金の保全措置である発行保証金の供託について、所要

の規定の整備を行う。

四、前払式証券の発行に係る業務の健全な発展に資するため、前払式証券発行協会を設けることができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました前払式証券の規制等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるプリペイドカード等の発行状況にかんがみ、商品券取締法の全部改正を行うことにより、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券についての信用の維持を図るため、前受金の保全措置である発行保証金の供託についての規定を整備するほか、その発行者に対し登録制及び届出制を設ける等必要な規制を行い、かつ、前払式証券発行協会についての規定を定める等、発行業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、今後におけるプリペイドカード市場の発展性、カード購入者等に対する保護のあり方、商品券とプリペイドカードとを前払式証券として統一的に規

定することの是非、プリペイドカードの一枚当たりの金額に上限を設ける必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。